

⑪ 農政課からの注意喚起とお知らせ

有害鳥獣捕獲を実施します

問 農政課(内線 527)

農作物への被害を防止するため、笠間市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施します。

実施期間 8月17日(土)～9月15日(日)日の出～日没

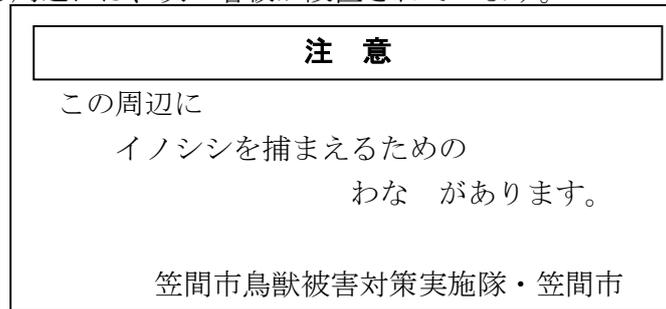
実施区域 市内全域

捕獲鳥獣 イノシシ・カラス・ハクビシン・アライグマ・タヌキ

※イノシシは通年で捕獲活動を実施、地域捕獲団体は各地域で箱わなによる捕獲を実施

捕獲方法 銃器および“わな”による捕獲(銃器によるイノシシ捕獲を実施する区域には、当日広報車でお知らせします)。

○わなが仕掛けてある周辺には、次の看板が設置されています。



農村地域の環境を保全する地域共同の活動を支援しています

問・申 農政課(内線 530)

農業・農村は、国土の保全、水の貯留、多様な生物の保護、良好な景観の形成などの多面的機能を有しています。

農業者などの地域住民が一体となった組織を作り、農地や農業用施設、農村環境の保全を図る活動に対して支援をしています(多面的機能支払交付金)。

対象農用地 農業振興地域農用地区域内の農用地など

対象活動および交付単価

交付金の種類	活動内容	交付単価/10アール	
		田	畑
農地維持	農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な保全活動	3,000円	2,000円
共同活動	水路や農道の軽微な補修、生態系保全や植栽などの農村環境保全活動	2,400円	1,440円
施設の長寿命化	水路の補修や更新など	4,400円	2,000円

※「共同活動」および「施設の長寿命化」は、「農地維持」と併せて取り組むことが基本になります。

※交付単価は上限額です。活動内容により、上限額以内の交付になります。

申込方法 令和7年度から新規で申請を希望する場合はお問い合わせください。

申込期限 8月30日(金)

**家庭ごみは地域の集積所へ。
環境センターへの持ち込み削減にご協力ください。**